

独立行政法人都市再生機構は、令和2年度独立行政法人都市再生機構新規採択時評価を行いましたので、その内容についてお知らせいたします

地区名	所在地	事業手法	地区面積 (ha)	事業目的	事業実施(機構参画)の意義	政策効果分析 (B/C)
ヨウコウダイ キタ ダンチ 洋光台北団地 (第Ⅱ期)	神奈川県 横浜市	建替事業	0.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・耐震上の課題解決</li> <li>・既存賃貸ストックの再生・活用</li> <li>・建替事業による市街地整備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の安定に配慮した建替事業の実施</li> <li>・建替後賃貸住宅の供給による居住水準の向上及び建替事業を通じた良好な居住環境の整備</li> <li>・新たな地域コミュニティの醸成に資する機能を導入し、団地の価値向上を図る</li> </ul>	1.01
タマ 多摩ニュータウン諏訪 団地(第Ⅰ期)	東京都 多摩市	建替事業	1.6	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存賃貸ストックの再生・活用</li> <li>・建替事業による市街地整備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の安定に配慮した建替事業の実施</li> <li>・建替後賃貸住宅の供給による居住水準の向上及び建替事業を通じた良好な居住環境の整備</li> </ul>	1.05
トシキ ダイ ダンチ 豊四季台団地 (第Ⅴ-A期)	千葉県 柏市	建替事業	3.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・既存賃貸ストックの再生・活用</li> <li>・建替事業による市街地整備の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・居住の安定に配慮した建替事業の実施</li> <li>・建替後賃貸住宅の供給による居住水準の向上及び建替事業を通じた良好な居住環境の整備</li> <li>・新たな地域コミュニティの醸成に資する機能を導入し、団地の価値向上を図る</li> </ul>	1.01
ヒロマチ ニチヨウ 広町二丁目	東京都 品川区	土地区画整理事業	6.2	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区を中心核として、駅周辺の交通結節拠点や地域の防災拠点の形成に向け、公共施設の整備に合わせた街区の再編を行い、区庁舎再編と連携した賑わい創出や、業務・商業等の複合機能の集積を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当地区を牽引役とした段階的なまちづくりにより、区本庁舎敷地を含む区有地と隣接する大規模な民有地の土地再編を行うには、権利者である区以外の公的主体による事業実施が求められる</li> <li>・民間事業者と相互協力の下に事業を進めていくに当たっては、豊富な実績・知見や、中立性及び公平性を有する立場での利害調整が必要となる</li> </ul>	1.8
シナガワエキ ニシグチ 品川駅西口	東京都 港区	土地区画整理事業	11.9	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国際交流拠点・品川の形成に向け、品川駅東西自由通路及び国道上空デッキ、環状4号線等の周辺基盤整備とあわせて、国公有地を含む土地の再編及び基盤整備を行い、国際交流拠点に相応しい敷地整備を図る</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・自由通路及び国道上空デッキと連続性を有する基盤施設を公平中立な立場で国有地を含む各地権者との調整を行い、着実に整備することで、民間都市再生事業の支援を実施する</li> </ul>	1.5
ムラオカ フカサワ 村岡・深沢	神奈川県 藤沢市・鎌倉市	土地区画整理事業	38.3	<ul style="list-style-type: none"> <li>・神奈川県、藤沢市、鎌倉市が推進する新駅設置及びヘルスケアまちづくりの方針に基づき、基盤整備と併せて土地利用転換を行い、新駅を中心とした研究開発拠点や行政施設等を中心としたシビックエリアの形成とウェルネスなまちづくりを推進する</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・新駅及びシンボル道路、新たな行政施設等の整備と併せて2市に跨る一体的かつ大規模な基盤整備等を限られた時間で事業遂行し、属性の異なる権利者等との協議・調整を円滑に実施するには、土地区画整理事業に係る豊富な経験と知見や中立性・公平性を有する公的主体による事業実施が求められる</li> </ul>	2.0

※ 新規採択時評価とは、機構が施行を想定する事業について、事業目的や事業実施(機構参画)の意義が適切であるか、政策効果分析による便益が費用を上回っているか等を評価します。